

藤元議員 3点について質問させていただきます。最初に障害者差別解消法施行にあたっての本町の取り組みについてお伺いいたします。小さいころを思い出してみますと、おやつの時、どちらが多いとか少ないとか、どちらが大きいとかちいさいとか兄弟でけんかをしたことがありました。また、兄弟の中でも長男が特に大事にされることに反発した経験がある方もおいでるのではないのでしょうか。このようなことにもみられるように本来人間というのは誰もが公平で平等に扱われることを望んでいます。誰もが差別されたり不公平に扱われたりすることを嫌がります。これが人間の本性と言っても良いのではないのでしょうか。人間は、社会的動物という言い方をされます。一人では生きて行かれない、みんな仲良くし協力しなければ生きていけない動物であるという意味ですが、残念ながら社会の発展過程において、富むものと貧しい者、支配するものと支配される者、差別する者とされる者、不平等や差別が当然という社会を人類は長い間経験してきました。慶応大学の創立者である福沢諭吉さんの「天は人のうえに人をつくらず、人の下に人をつくらず」の言葉はあまりにも有名です。今では当たり前のこととされていますが、彼は、人間はみな平等であり差別に反対し、平等な取り扱いを要求する権利があることを主張し行動しました。言い換えれば、人間は、本来望まない不平等と差別が存在する社会をつくりだしてきましたけれども、それは人間の知恵と努力で解決できるということを教えていただいたのではないかと思います。さて、日本国憲法第14条には、「すべての国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分、又は門地により、政治的、経済的または社会的関係において差別されない」と規定されており、第97条には、「この憲法が、日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去、幾多の試練にたえ、現在及び将来の国民に対し、おかすことのできない永久の権利として信託されたものである」と書かれています。ただ、憲法に書かれていれば自然にそうなるかといえば現実はそのではありませんので、第12条に書かれているように「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない」のであります。そこでお伺いをいたします。障害者差別解消法、正式には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が平成25年に成立をいたしました。「障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的に」し、国、地方公共団体、事業者、国民の責任を明らかにしています。行政機関に対しては、差別的取り扱いをすることにより障害者の権利利益を侵害してはならないとしていますし、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思表示があつた場合には、その社会的障壁除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならないなどと、規定されています。また、差別解消のための支援措置をとること、啓発活動、情報の収集などが義務づけられています。そこでお伺いします。この法律は、この4月1日施行になるわけですが、法成立後3年たってからであります。施行まで3年というのはあまり例がないと思いますが、いろんな経過があつて4月1日ということになりましたが、これまでどのような準備、取り組みをさ

れてきたのか最初にお伺いいたします。つぎに大変初歩的な質問になりますが、大切なことなのでお伺いしますが、担当される課はどこですか。つぎに、差別に関する相談、そしてそれを効果的かつ円滑に解決するために、「障害者差別解消支援地域協議会」を組織することが出来るとなっていますが、本町は設置するのかどうかお伺いいたします。つぎに、法の趣旨にあるように、障害者が社会の構成員として普通に生活できるようにしなければなりません。現在の牟岐町には今後どのような課題があると考えているのかお伺いし、つぎの質問に移ります。つぎに新海部病院開業後の通院対策についてであります。この件については、昨年6月議会で堀内議員が、12月議会では一山議員が取り上げています。引き続きの質問になりますが、開院が近づくにつれ、町民の皆さんの中でこの件に関する関心が非常に高まっている反映だと考えていただきたいと思いますし、1年と言ってもあつという間でありまして、方針を誤らないためにも調査が必要になることもあるでしょうし、議論を促進し、深めていくためにも必要だということで質問させていただきます。新病院を津波の心配のないところに移動させたことについては、町民の皆さんからも高い評価を得ています。ただ、仕方がないことだといえ、特に歩くのが不自由な高齢者や障害者にとっては、通院が大変な問題になるケースが予想されます。もちろん、介護保険を使つての通院、自分で運転されて行かれる方、家族が送り迎えをされている方、タクシーを利用されている方などたくさんおられますが、それが叶わないという方もおられることは確かであり、何らかの対策が必要なことは間違いないことだと思います。現在、牟岐町でどれぐらいの人が海部病院を利用しているのでしょうか。海部病院で伺ったところ、一日平均200人の外来患者があり、牟岐町の方で利用している割合は入院患者と同じで26%ぐらいだそうで、人数で言うと52人ということになります。6月議会で百々健康生活課長の答弁で平成26年度の生活機能評価調査では、通院時介護・介助が必要だと答えた人が4.3%というふうに答弁されていますので、数字をそのまま当てはめてみますと、1日2人ということになります。開業日数が22日としますと、月44人ということになります。その中には介護タクシーを利用している人や家族が送り迎えをしている方もおいでだと思いますので、大雑把な数字ではありますが、それほど多くはないのではないかとということが想像できます。ただ、少ないといつても、病気の治療は早期発見、早期治療が大切ですので、受診抑制につながらないよう、行政としては何らかの対策を講じなければならないと思います。どうすればいいかということについては、多くの人が巡回バス、タクシーの割引券というふうに答えます。議会でもそのことについて検討すると町長は答弁されてまいりました。巡回バスの運行は良いアイデアだと思います。ただ、巡回バスの場合、地元の業者のことを無視するわけにはまいりません。一時は町内で11台のタクシーが走っていたことがありましたが、現在では3台です。いかに経営が厳しい状況にあるかが想像できます。ここに行政の巡回バスを運行させることになれば、業者の息を止めてしまうことにつながりかねません。ただ、将来的に通院だけではなく買い物、外出する機会を提供するという意味で巡回バスという選択肢も有りだと思いますが、その場合も地元業者を巻き込んだ形、連携できる形の方法を探るべきだと思います。

割引券配布の対象をどうするのか。何枚発行するのかなど検討すべきことはたくさんありますが、現時点ではタクシーの割引券の配布が現実的ではないかと考えますが、町としては、現在のところ、どんな対策を考えているのか、また、病院の利用者とかタクシーの業者とか関係者との協議というのは非常に大事だと思いますけども、そういうのをされているのかどうかお伺いをして、つぎの質問に移ります。オスプレイなどの米軍戦闘機の飛行についてです。この件につきましては、議会としても低空飛行の中止を求める意見書を採択して、関係機関にもの申してきたわけですが、その後、こういう声は無視されて、相変わらず危険な低空飛行が繰り返されています。その上にオスプレイの低空飛行です。私の知っている限りでは、2013年以降、毎年1回程度、飛行していましたが、今年になって3月4日、7日と、かつてない頻度で飛行しました。7日には鳴門の方も飛んだということです。そして、コウノトリの近くを飛んだということで大きな問題になりましたけども、こういうふうに自ら飛行ルートを公表しておきながら、全然関係のないところで、自由気ままに飛んでいると、こういう実態が明らかになってきたと思います。オスプレイのことについてもご承知かと思いますが、製造段階から事故を繰り返してしまっていて、今、明らかになった段階でも戦争で亡くなったのでなしに、飛行中の事故で41名の方が亡くなっています。また、昨年、和歌山で避難訓練のときにオスプレイが飛行しましたが、公表されていないからご存知ない方も多いと思いますけども、実は飛び立ったあとに芝生が燃えまして消防車が来て消すということがありました。ですので、災害にも使えるのかどうか非常に疑問視するところです。町長が町民の皆さんの命とくらしを守る最高責任者でありますので、このことについては、無関心ではいけないと思います。自分の代表として困ることは困るという意志表示をしていただかなければなりません、今まで県など関係機関に申し入れをしたことがあるのかどうか伺って質問を終わります。

杣富議長 福井町長。

福井町長 藤元議員の質問にお答えいたします。まず、障害者差別解消法施行にあたっての本町の取り組みについてでございますが、同法は平成25年6月19日に制定され、本年4月1日から施行されることとなっており、牟岐町では、住民福祉課で担当することとなっています。現時点では、障害者差別解消支援地域協議会の設置に向け、徳島県及び海部郡各町の関係組織で協議を行っているところです。今後の課題といたしましては、他の差別問題と同様に、この障害者差別を全ての人々が自らのこととして捉え、真に差別を解消することにあると思います。しかしながら、現在、職場での妊婦への差別、マタハラなどが未だに大きな課題であるように、競争社会での差別解消の困難さにあろうかと思います。したがって、牟岐町において、適切な対応ができるよう、早期に対応要領の策定を行う必要があると考えています。今後とも、あらゆる差別がなく、全ての方々が明るく活躍できる牟岐町の実現に向け、法の主旨に沿い、取り組んで参りたいと考えております。つぎに、新海部病院

開業後の通院対策についてですが、このご質問は、昨年の１２月議会でもお答えいたしましたとおり、海部病院の高台移転後は、高齢者の方を始め、身体の不自由な方の通院に困難をきたすことが想定されることから、南部バスを始め、既存の交通機関及び徳島県、運輸局とも協議しながら、利用者に不便をおかけしない方策、また既存の交通機関の運営にも支障が出ない方策を早期に検討していくつもりです。駅と病院間だけを行き来するだけでなく、地域を巡回するデマンドバスなども含め、ご利用者にとっても、また、町にとっても便利で快適な交通手段となるよう心掛けてまいりたいと考えています。つぎに、オスプレイなど米軍機の飛行についてですが、平成２５年当初にも、オスプレイの飛行について全国的な問題となり、また、四国では『オレンジルート』で突然に飛行されたことから、平成２５年３月７日、四国四県の町村会長が、防衛大臣に対し、オスプレイ訓練飛行の中止を求める要請書を提出したところです。また、昨年、藤元議員より、米軍低空飛行の停止を求める要請があり、徳島県とも協議したところ、徳島県から防衛大臣に対し要請を行っていただいたところです。今後とも、米軍の低空飛行を注視し、違法状態が容認できないと認識された場合は、徳島県及び県下市町村とも協議の上、必要な要請を行ってまいりたいと考えています。

杵富議長 久岡住民福祉課長。

久岡住民福祉課長 それでは、私から藤元議員の障害者差別解消法施行にあたっての本町の取り組みについて、町長の答弁と重なるところがありますが、ご説明させていただきます。障害者差別解消法というのは、先ほど議員もおっしゃられていましたが、正式に障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律ということで、この４月１日から施行されるものです。ポイントといたしまして、主に２点ありまして、障害者に対して不当な差別的行為をすることを禁止する。もう一つは障害者の方に対しまして合理的な配慮をする。逆に言うと不提供の禁止という形になります。また、この法律は国の行政機関・地方公共団体と民間事業者を対象にしています。これまでの３年間の準備として、厚生労働省からどういう事例が不当な差別的取扱いになる。また、合理的配慮とは、どういうものである等のガイドラインを医療関係事業者や福祉事業者に向けに作成されています。本町のように地方公共団体については、この解消法の法律の親元と言いますか、親である障害者基本法、この４条において差別する行為の禁止、合理的な配慮をすることをすでに規定されていますので、この法律に基づいて、日々仕事を遂行しています。本町、今の時点では前もっての準備等はありません。対応といたしましては、担当課を住民福祉課に置きまして相談窓口を置くということにしています。現在も障害者の方等の相談をしています。体や気持ちについての相談をお聞きして対応に取り組んでいます。４月以降、事業所でこういうことをされたとか、こういうことがあったというような相談を４月以降、ある可能性が出てくるということになります。また、この相談内容にもよるのですが、その解決策を協議するために現在、海部郡障害者自立支援協議会という組織があります。障害者のためにいろんな問題を郡内、また、県の施設、

県も含めて十分なメンバーが入っている組織が現時点であります。協議会を作ることができとなっています障害者差別解消支援地域協議会については、これが自立支援協議会かつ差別解消支援地域協議会というふうに位置付けられないかということを検討しています。県にも確認しまして、それで自立支援の協議会ということで名前をどうするか別にして体制作りはこれでいけるということを確認してまして、隣の海陽町・美波町も同じ考え方です。また、地方公共団体の努力義務である対応要領についても、どういう障害の方が来庁した場合に、こういう対応を取るようという具体的な対応をマニュアル化したようなものを郡内3町で協議して作成する予定です。相談等に来られる方の状態は、それぞれ異なりますので、その都度、こういった方が相談に来られてこうしたのでということで、こうした方の対応については、こうした方が良いというような形で、このマニュアルというのは増えていくと思われます。最後、今後の課題についてなのですが、国の行政機関や地方公共団体に対しては、この2つのポイントである、不当な差別的取扱いが禁止されているのと合理的配慮をしなければならないとなっていますが、民間事業者に対しては、差別的取扱いは禁止というのは同じなのですが、合理的配慮については努力義務となっています。国は3年後の見直しで民間事業者に対して、この合理的配慮もしなければならないというふうにもっていこうというのは見えているのですが、現時点では足並みが揃っていない点があります。また、もう一つ国の行政機関・地方公共団体と民間事業者に対しての法律でありますので、個人的な関係でというのが、対象外とされています。この辺について、これからどういう広報をすべきかということも課題の一つになってくると思います。こういった課題を郡内で早急に協議を重ねながら進めてまいりたいと考えています。

杣富議長 仁田総務課長。

仁田総務課長 藤元議員のご質問にお答えします。新海部病院開業後の通院対策について、補足をさせていただきます。牟岐町では平成24年度から牟岐町地域公共交通会議という会議を毎年開催しています。会議の協議の中身は、町内の生活交通のあり方、具体的な現在の路線等に係る運航の確保に関する計画等についての調整などを行ってまして、委員につきましては、副町長のほか、バス事業者、タクシー事業者代表、民生児童委員、地方運輸局、南部総合県民局、牟岐警察署、役場の職員1名という形でしてまして、担当は総務課が庶務を担当しています。平成26年度、27年度の会議でも海部病院移転後のことについて発言がありました。町としてもバス事業者、タクシー事業者にも協力をお願いしてきたところです。平成28年度早々にこの会議を開かしていただきまして、今後の対応について、もう少し突っ込んだ内容について協議していきたいというふうに考えていますので、よろしくお願いしたいと思っています。もう一つ、オスプレイなど米軍機の飛行についてのご質問ですが、昨年の3月議会で藤元議員からご質問いただきまして、それまでの米軍機の飛行で町が確認した状況につきましては、報告させていただきましたので、その後の1年間の報

告をさせていただきます。平成27年3月1日からの状況ですが、町が確認している飛行は59回です。そのうち町が設置しています、騒音測定記録のあるものが37回でした。1日の最高飛行回数は4月21日で9回ありまして、騒音の一番大きかったのは、昨年12月8日、98.4デシベルとなっています。また、夜間の遅い時間での飛行は、午後10時38分というのが昨年の3月13日と6月16日にありました。今まで報告していますのは、飛行の日時、確認できたら、その飛行機の機種、機数、飛行方法、騒音測定器に記録があった分については、その記録を報告していますが、今年に入りまして県と協議をしまして、2月以降の飛行について町が確認できたものについては、その飛行があった近くに住んでいる方について、その程度がどうであったかというのを電話等で確認して、確認できた内容について県にも報告するというようなことをしています。ただ、2月以降、町が確認できたものは2回の飛行でして、その中では実質の被害というのは確認されていません。ただ、騒音についての「やかましかった」というご意見等はいただいていますので、それらも付けて県の方に報告しています。

杣富議長 藤元議員。

藤元議員 いずれも丁寧な説明をしていただきまして、答弁していただきまして、ありがとうございました。1問だけ再問させていただきたいと思っているのですが、障害者の中に身体障害者とか精神障害者の方がおいでます。我々がどう対応していいのか迷うのが、精神障害者に対する対応なのですけど、身体障害者の場合は、目に見えて、すぐこちらでも理解できるものですから、どういうふうに対応したらいいかすぐ理解できるわけですけど、精神障害者の場合は、それが非常に難しいところがあると思うのです。特に牟岐の場合、実はこの間の国保運営協議会で聞いた話ですけど、医療費の31%が精神病関係の医療費だということで、それは県下牟岐が割合が高いのだと、そういうお話を聞きましたので、特にこのことについて、啓発活動とか行政内部の勉強とか、そういうことが特に牟岐の場合は必要ではないかと思います。先ほどの話しでは対応要綱を作るとかいうお話しもされていたので、そこらのところをもう一度確認したいと思いますが、牟岐の場合、特に精神障害者に対する対応を注視しなければならないのではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

杣富議長 久岡住民福祉課長。

久岡住民福祉課長 今回の再問の精神障害者の方についてなのですが、町の担当としても対応にどうすればいいのかということで、悩むこともあります。ただ、そういうときはすぐ今現在あります、海部郡障害者自立支援協議会の中のメンバーに精神障害者の相談支援事業所として、富田病院とか施設も入っています。そういうところに連絡して、どういう対処を

すればいいかということの日々、即動けるような体制をしています。この支援協議会というのは、阿南支援学校から市町村までの施設や県も含めてなのですが、あらゆる施設に入っただいただいています。急きょ動かないといけないというところは、ケース会議というか、その必要なところの方に協力していただいて動けるような体制も取っていますので、牟岐町としても専門の先生に聞きながら早急な対応ができるように考えています。

杣富議長 藤元議員。

藤元議員 ありがとうございます。藤元議員 3点について質問させていただきます。最初に障害者差別解消法施行にあたっての本町の取り組みについて伺いたいと思います。小さいころを思い出してみますと、おやつの時、どちらが多いとか少ないとか、どちらが大きいとか小さいとか兄弟でけんかをしたことがありました。また、兄弟の中でも長男が特に大事にされることに反発した経験がある方もおいでるのではないのでしょうか。このようなことにもみられるように本来人間というのは誰もが公平で平等に扱われることを望んでいます。誰もが差別されたり不公平に扱われたりすることを嫌がります。これが人間の本性と言っても良いのではないのでしょうか。人間は、社会的動物という言い方をされます。一人では生きて行かれない、みんな仲良くし協力しなければ生きていけない動物であるという意味ですが、残念ながら社会の発展過程において、富むものと貧しい者、支配するものと支配される者、差別する者とされる者、不平等や差別が当然という社会を人類は長い間経験してきました。慶応大学の創立者である福沢諭吉さんの「天は人のうえに人をつくらず、人の下に人をつくらず」の言葉はあまりにも有名です。今では当たり前のこととされていますが、彼は、人間はみな平等であり差別に反対し、平等な取り扱いを要求する権利があることを主張し行動しました。言いかえれば、人間は、本来望まない不平等と差別が存在する社会をつくりだしてきましたけれども、それは人間の知恵と努力で解決できるということを教えていただいたのではないかと思います。さて、日本国憲法第14条には、「すべての国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分、又は門地により、政治的、経済的または社会的関係において差別されない」と規定されており、第97条には、「この憲法が、日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去、幾多の試練にたえ、現在及び将来の国民に対し、おかすことのできない永久の権利として信託されたものである」と書かれています。ただ、憲法に書かれていれば自然にそうなるかといえば現実はそうではありませんので、第12条に書かれているように「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない」のであります。そこでお伺い

をいたします。障害者差別解消法、正式には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が平成25年に成立をいたしました。「障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的に」し、国、地方公共団体、事業者、国民の責任を明らかにしています。行政機関に対しては、差別的取り扱いをすることにより障害者の権利利益を侵害してはならないとしていますし、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思表示があった場合には、その社会的障壁除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならないなどと、規定されています。また、差別解消のための支援措置をとること、啓発活動、情報の収集などが義務づけられています。そこでお伺いします。この法律は、この4月1日施行になるわけですが、法成立後3年たってからであります。施行まで3年というのはあまり例がないと思いますが、いろんな経過があって4月1日ということになりましたが、これまでどのような準備、取り組みをされてきたのか最初にお伺いいたします。つぎに大変初歩的な質問になりますが、大切なことなのでお伺いしますが、担当される課はどこですか。つぎに、差別に関する相談、そしてそれを効果的かつ円滑に解決するために、「障害者差別解消支援地域協議会」を組織することが出来るとなっていますが、本町は設置するのかどうかお伺いいたします。つぎに、法の趣旨にあるように、障害者が社会の構成員として普通に生活できるようにしなければなりません。現在の牟岐町には今後どのような課題があると考えているのかお伺いし、つぎの質問に移ります。つぎに新海部病院開業後の通院対策についてであります。この件については、昨年6月議会で堀内議員が、12月議会では一山議員が取り上げています。引き続きの質問になりますが、開院が近づくにつれ、町民の皆さんの中でこの件に関する関心が非常に高まっている反映だと考えていただきたいと思いますし、1年と言ってもあつという間です。方針を誤らないためにも調査が必要になることもあるでしょうし、議論を促進し、深めていくためにも必要だということで質問させていただきます。新病院を津波の心配のないところへ移動させたことについては、町民の皆さんからも高い評価を得ています。ただ、仕方がないことだといえ、特に歩くのが不自由な高齢者や障害者にとっては、通院が大変な問題になるケースが予想されます。もちろん、介護保険を使つての通院、自分で運転されて行かれる方、家族が送り迎えをされている方、タクシーを利用されている方などたくさんおられますが、それが叶わないという方もおられることは確かであり、何らかの対策が必要なことは間違いないことだと思います。現在、牟岐町でどれぐらいの人が海部病院を利用しているのでしょうか。海部病院で伺ったところ、一日平均200人の外来患者があり、牟岐町の方で利用している割合は入院患者と同じで2

6%ぐらいだそうで、人数で言うと52人ということになります。6月議会で百々健康生活課長の答弁で平成26年度の生活機能評価調査では、通院時介護・介助が必要だと答えた人が4.3%というふうに答弁されていますので、数字をそのまま当てはめてみますと、1日2人ということになります。開業日数が22日としますと、月44人ということになります。その中には介護タクシーを利用している人や家族が送り迎えをしている方もおいでだと思いますので、大雑把な数字ではありますが、それほど多くはないのではないかとということが想像できます。ただ、少ないといっても、病気の治療は早期発見、早期治療が大切ですので、受診抑制につながらないよう、行政としては何らかの対策を講じなければならないと思います。どうすればいいかということについては、多くの人が巡回バス、タクシーの割引券というふうに答えます。議会でもそのことについて検討すると町長は答弁されてまいりました。巡回バスの運行は良いアイデアだと思います。ただ、巡回バスの場合、地元の業者のことを無視するわけにはまいりません。一時は町内で11台のタクシーが走っていたことがありましたが、現在では3台です。いかに経営が厳しい状況にあるかが想像できます。ここに行政の巡回バスを運行させることになれば、業者の息を止めてしまうことにつながりかねません。ただ、将来的に通院だけではなく買い物、外出する機会を提供するという意味で巡回バスという選択肢も有りだと思いますが、その場合も地元業者を巻き込んだ形、連携できる形の方法を探るべきだと思います。割引券配布の対象をどうするのか。何枚発行するのかなど検討すべきことはたくさんありますが、現時点ではタクシーの割引券の配布が現実的ではないかと考えますが、町としては、現在のところ、どんな対策を考えているのか、また、病院の利用者とかタクシーの業者とか関係者との協議というのは非常に大事だと思いますけども、そういうのをされているのかどうかお伺いをして、つぎの質問に移ります。オスプレイなどの米軍戦闘機の飛行についてです。この件につきましては、議会としても低空飛行の中止を求める意見書を採択して、関係機関にもの申してきたわけですけども、その後、こういう声は無視されて、相変わらず危険な低空飛行が繰り返されています。その上にオスプレイの低空飛行です。私の知っている限りでは、2013年以降、毎年1回程度、飛行していましたが、今年になって3月4日、7日と、かつてない頻度で飛行しました。7日には鳴門の方も飛んだということです。そして、コウノトリの近くを飛んだということで大きな問題になりましたけども、こういうふうに自ら飛行ルートを公表しておきながら、全然関係のないところで、自由気ままに飛んでいると、こういう実態が明らかになってきたと思います。オスプレイのことについてもご承知かと思いますが、製造段階から事故を繰り返してしまして、今、明らかになった段階でも戦争で亡くなったのでなしに、飛行中の事故で41名の方が亡くなっています。また、昨年、和歌山

で避難訓練のときにオスプレイが飛行しましたけども、公表されていないからご存知ない方も多いと思いますけども、実は飛び立ったあとに芝生が燃えまして消防車が来て消すということがありました。ですので、災害にも使えるのかどうか非常に疑問視するところです。町長が町民の皆さんの命とくらしを守る最高責任者でありますので、このことについては、無関心ではいけないと思います。自分の代表として困ることは困るという意志表示をしていただかなければなりません、今まで県など関係機関に申し入れをしたことがあるのかどうか伺って質問を終わります。

杣富議長 福井町長。

福井町長 藤元議員の質問にお答えいたします。まず、障害者差別解消法施行にあたっての本町の取り組みについてでございますが、同法は平成25年6月19日に制定され、本年4月1日から施行されることとなっており、牟岐町では、住民福祉課で担当することとなっています。現時点では、障害者差別解消支援地域協議会の設置に向け、徳島県及び海部郡各町の関係組織で協議を行っているところです。今後の課題といたしましては、他の差別問題と同様に、この障害者差別を全ての人々が自らのこととして捉え、真に差別を解消することにあると思います。しかしながら、現在、職場での妊婦への差別、マタハラなどが未だに大きな課題であるように、競争社会での差別解消の困難さにあろうかと思えます。したがって、牟岐町において、適切な対応ができるよう、早期に対応要領の策定を行う必要があると考えています。今後とも、あらゆる差別がなく、全ての方々が明るく活躍できる牟岐町の実現に向け、法の主旨に沿い、取り組んで参りたいと考えております。つぎに、新海部病院開業後の通院対策についてですが、このご質問は、昨年12月議会でもお答えいたしましたとおり、海部病院の高台移転後は、高齢者の方を始め、身体の不自由な方の通院に困難をきたすことが想定されることから、南部バスを始め、既存の交通機関及び徳島県、運輸局とも協議しながら、利用者に不便をおかけしない方策、また既存の交通機関の運営にも支障が出ない方策を早期に検討していくつもりです。駅と病院間だけを行き来するだけでなく、地域を巡回するデマンドバスなども含め、ご利用者にとっても、また、町にとっても便利で快適な交通手段となるよう心掛けてまいりたいと考えています。つぎに、オスプレイなど米軍機の飛行についてですが、平成25年当初にも、オスプレイの飛行について全国的な問題となり、また、四国では『オレンジルート』で突然に飛行されたことから、平成25年3月7日、四国四県の町村会長が、防衛大臣に対し、オスプレイ訓練飛行の中止を求める要請書

を提出したところです。また、昨年、藤元議員より、米軍低空飛行の停止を求める要請があり、徳島県とも協議したところ、徳島県から防衛大臣に対し要請を行っていただいたところです。今後とも、米軍の低空飛行を注視し、違法状態が容認できないと認識された場合は、徳島県及び県下市町村とも協議の上、必要な要請を行ってまいりたいと考えています。

枅富議長 久岡住民福祉課長。

久岡住民福祉課長 それでは、私から藤元議員の障害者差別解消法施行にあたっての本町の取り組みについて、町長の答弁と重なるところがありますが、ご説明させていただきます。障害者差別解消法というのは、先ほど議員もおっしゃられていましたが、正式に障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律ということで、この4月1日から施行されるものです。ポイントといたしまして、主に2点ありまして、障害者に対して不当な差別的行為をすることを禁止する。もう一つは障害者の方に対しまして合理的な配慮をする。逆に言うと不提供の禁止という形になります。また、この法律は国の行政機関・地方公共団体と民間事業者を対象にしています。これまでの3年間の準備として、厚生労働省からどういう事例が不当な差別的取扱いになる。また、合理的配慮とは、どういうものである等のガイドラインを医療関係事業者や福祉事業者向けに作成されています。本町のように地方公共団体については、この解消法の法律の親元と言いますか、親である障害者基本法、この4条において差別する行為の禁止、合理的な配慮をすることをすでに規定されていますので、この法律に基づいて、日々仕事を遂行しています。本町、今の時点では前もっての準備等はありません。対応といたしましては、担当課を住民福祉課に置きまして相談窓口を置くということにしています。現在も障害者の方等の相談をしています。体や気持ちについての相談をお聞きして対応に取り組んでいますが、4月以降、事業所でこういうことをされたとか、こういうことがあったというような相談を4月以降、ある可能性が出てくるということになります。また、この相談内容にもよるのですが、その解決策を協議するために現在、海部郡障害者

自立支援協議会という組織があります。障害者のためにいろんな問題を郡内、また、県の施設、県も含めて十分なメンバーが入っている組織が現時点であります。協議会を作ることができるとなっています障害者差別解消支援地域協議会については、これが自立支援協議会かつ差別解消支援地域協議会というふう位置付けられないかということを検討しています。県にも確認しまして、それで自立支援の協議会ということで名前をどうするか別にして体制作りはこれでいけるということを確認してまして、隣の海陽町・美波町も同じ考え方です。また、地方公共団体の努力義務である対応要領についても、どういう障害の方が来庁した場合に、こういう対応を取るようなという具体的な対応をマニュアル化したようなものを郡内3町で協議して作成する予定です。相談等に来られる方の状態は、それぞれ異なりますので、その都度、こういった方が相談に来られてこうしたのでということで、こうした方の対応については、こうした方が良いというような形で、このマニュアルというのは増えていくと思われます。最後、今後の課題についてなのですが、国の行政機関や地方公共団体に対しては、この2つのポイントである、不当な差別的取扱いが禁止されているのと合理的配慮をしなければならないとなっていますが、民間事業者に対しては、差別的取り扱いは禁止というのは同じなのですが、合理的配慮については努力義務となっています。国は3年後の見直しで民間事業者に対して、この合理的配慮もしなければならないというふうにもっていこうというのは見えているのですが、現時点では足並みが揃っていない点があります。また、もう一つ国の行政機関・地方公共団体と民間事業者に対しての法律でありますので、個人的な関係でというのが、対象外とされています。この辺について、これからどういう広報をすべきかということも課題の一つになってくると思います。こういった課題を郡内で早急に協議を重ねながら進めてまいりたいと考えています。

杣富議長 仁田総務課長。

仁田総務課長 藤元議員のご質問にお答えします。新海部病院開業後の通院対策について、補足をさせていただきます。牟岐町では平成24年度から牟岐町地域公共交通会議という会議を毎年開催しています。会議の協議の中身は、町内の生活交通のあり方、具体的な現在の路線等に係る運航の確保に関する計画等についての調整などを行っていきまして、委員につきましては、副町長のほか、バス事業者、タクシー事業者代表、民生児童委員、地方運輸局、南部総合県民局、牟岐警察署、役場の職員1名という形でしていきまして、担当は総務課が庶務を担当しています。平成26年度、27年度の会議でも海部病院移転後のことについて発言がありました。町としてもバス事業者、タクシー事業者にも協力をお願いしてきたところです。平成28年度早々にこの会議を開かしていただきまして、今後の対応について、もう少し突っ込んだ内容について協議していきたいというふうに考えていますので、よろしくお願ひしたいと思っています。もう一つ、オスプレイなど米軍機の飛行についてのご質問ですが、昨年の3月議会で藤元議員からご質問いただきまして、それまでの米軍機の飛行で町が確認した状況につきましては、報告させていただきましたので、その後の1年間の報告をさせていただきます。平成27年3月1日からの状況ですが、町が確認している飛行は59回です。そのうち町が設置しています、騒音測定記録のあるものが37回でした。1日の最高飛行回数は4月21日で9回ありまして、騒音の一番大きかったのは、昨年12月8日、98.4デシベルとなっています。また、夜間の遅い時間での飛行は、午後10時38分というのが昨年の3月13日と6月16日にありました。今まで報告していますのは、飛行の日時、確認できたら、その飛行機の機種、機数、飛行方法、騒音測定器に記録があった分については、その記録を報告していますが、今年に入りまして県と協議をしまして、2月以降の飛行について町が確認できたものについては、その飛行があった近くに住んでいる方について、その程度がどうかあったかというのを電話等で確認して、確認できた内容について県にも報告するというようなことをしています。ただ、2月以降、町が確認できたものは2回の飛行でして、その中では実質の被害というのは確認されていません。ただ、

騒音についての「やかましかった」というご意見等はいただいていますので、それらも付けて県の方に報告しています。

杣富議長 藤元議員。

藤元議員 いずれも丁寧な説明をしていただきまして、答弁していただきまして、ありがとうございました。1問だけ再問させていただきたいと思っているのですが、障害者の中に身体障害者とか精神障害者の方がおいでます。我々がどう対応していいのか迷うのが、精神障害者に対する対応なのですが、身体障害者の場合は、目に見えて、すぐこちらでも理解できるものですから、どういうふうに対応したらいいかすぐ理解できるわけなのですが、精神障害者の場合は、それが非常に難しいところがあると思うのです。特に牟岐の場合、実はこの間の国保運営協議会で聞いた話なのですが、医療費の31%が精神病関係の医療費だということで、それは県下一牟岐が割合が高いのだと、そういうお話を聞きましたので、特にこのことについて、啓発活動とか行政内部の勉強とか、そういうことが特に牟岐の場合は必要ではないかと思います。先ほどの話しでは対応要綱を作るとかいうお話しもされていまして、そこらのところをもう一度確認したいと思いますが、牟岐の場合、特に精神障害者に対する対応を注視しなければならないのではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

杣富議長 久岡住民福祉課長。

久岡住民福祉課長 今の再問の精神障害者の方についてなのですが、町の担当としても対応にどうすればいいのかということで、悩むこともあります。ただ、そういうときはすぐ今現在あります、海部郡障害者自立支援協議会の中のメンバーに精神障害者の相談支援事業所として、富田病院とか施設も入っています。そういうところに連絡して、どういう対処をすればいいかということをして

日々、即動けるような体制をしています。この支援協議会というのは、阿南支援学校から市町村までの施設や県も含めてなのですが、あらゆる施設に入っ
ていただいています。急きょ動かないといけないというところは、ケース会議と
いうか、その必要なところの方に協力していただいて動けるような体制も取っ
ていますので、牟岐町としても専門の先生に聞きながら早急な対応ができるよ
うに考えています。

杣富議長 藤元議員。

藤元議員 ありがとうございました。